



農地は宝

たいせつな農地



荒らしてしまう前に・・・

農地中間管理事業

公的
機関
の信頼

充実の
補助金

固定
資産税の
減税

いい、加減。
まっやま

農地の貸し借り
かんたん
あんしん



ますます便利になりました！

こんな事業です

農地中間管理事業のポイント

ポイント



1

公的機関が間に入って、農地の貸し借りができます

公的機関の農地中間管理機構が、地主と担い手の間に入って、農地の貸し借りの手続きをお手伝いします。担い手は、農地中間管理機構に賃料を支払うので、多数の農地を借りる場合も支払いをまとめられ、地主にとっても公的機関が入るので安心です。

2

借り手が見つからない場合は、ホームページで募集ができます

農地を貸したいけど担い手が見つからない場合は、貸付希望登録をすると、農地中間管理機構のホームページで担い手を広く募集できます。

3

担い手の方には条件があり、事前の登録が必要です

農地中間管理機構から農地を借りるには、認定農業者や認定新規就農者といった資格を取得し、借受希望申込書の提出が必要です。

(11ページ)

4

貸付希望登録と借受希望登録の毎年度の更新は不要です

貸したい農地の貸付希望登録と、借りたい方の借受希望登録は、取り下げの申し出をしない限り、自動更新されます。

新しい農地を借りる度に、再度登録する必要はありません。

5

手続き期間の短縮

農地中間管理機構からの貸付け手続き中であっても、担い手と農地中間管理機構との間で特定農作業受委託契約(22ページ下部)を結べば、すぐに耕作に着手できます。

6

要件を満たせば、協力金をもらうことができます

地域でまとめて農地中間管理事業を利用し、お持ちの農地の全てを10年以上機構に貸付けるなどの要件を満たす地主は、協力金をもらうことができます。対象者になれば農水振興課が申請書を送付しますので確認して申請してください。

(15,16ページ)

こんな事業です

農地中間管理事業とは

- 平成26年度に始まった事業です。
- 農地中間管理機構が地主と担い手の仲介をします。
- 農地の貸し借りが簡単な手続きでできます。
- 利用には事前の登録が必要です。
- 地主は農地中間管理機構に農地を貸します。
- 担い手は農地中間管理機構から農地を借ります。
- 地主への協力金があります（条件あり）。



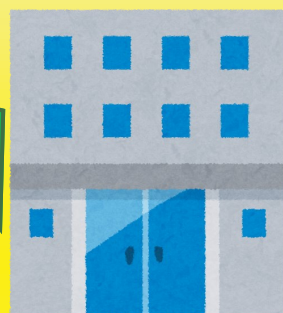
通常の農地の貸し借りは、地主と担い手が直接契約しますが、
農地中間管理事業では農地中間管理機構が仲介します。

引退したい。
相続農地に困る。

貸付け



地主



農地中間管理機構

中間管理機構

貸付け

新規就農したい。
規模拡大したい。



担い手

農地中間管理機構を使った 農地の貸し借りの方法

農地中間管理機構とは

愛媛県の農地中間管理機構はこちら

公益財団法人
えひめ農林漁業振興機構

農地の貸付けを
希望している

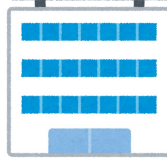
農家（地主）の農地を集積し、
地域の中心となる担い手に
貸し出すため、
都道府県に1つ
設置されている
公的な機関です。



地主

1 機構への貸付け

松山市

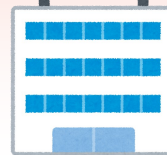


地主から農地中間管理機構に
農地を貸付けることを定めた
農用地利用集積計画を
松山市が作成し、公告します。

2 貸付け先の担い手の決定

農地中間管理機構が担い手に
農地を貸付けることを定めた
農用地利用配分計画を決定します。

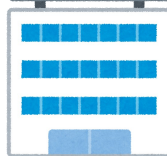
松山市



農用地利用配分計画の原案は
農地中間管理機構の依頼を受けて、
松山市が作成します。

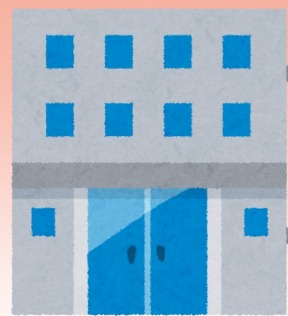
3 担い手への貸付け

愛媛県



農地中間管理機構が決定した
農用地利用配分計画を
愛媛県が認可し、公告します。

農地の貸し借りの手続きが完了！



中間
管理
機構

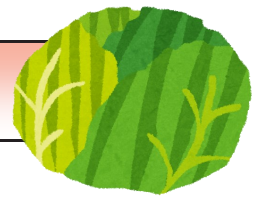
農地中間管理機構



担い手

目的別もくじ

1 農地を貸したい

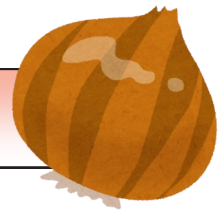


地主

5ページへ

農地を貸したい

2 農地を借りたい

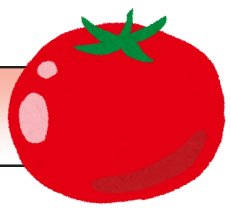


担い手

11ページへ

農地を借りたい

3 お得な情報を知りたい



条件を満たした方

15ページへ

お得な情報を知りたい



農地を貸したい ～お申込みはかんたん 3手順～

1 貸したい農地の地番・場所を確かめてください
貸したい農地が複数ある場合は
それぞれの農地の地番・場所を確かめてください。



こんなときは？

◆地番がわからない



毎年4月に松山市から届く「松山市固定資産税納税通知書」の中に、地番がわかる「固定資産税の課税明細書」が入っていますので、それを確認してください。

◆松山市固定資産税納税通知書を紛失した



市の窓口で「固定資産課税台帳記載事項証明書」を請求してください（300円）。
証明書は松山市役所、各支所、市民サービスセンターで取得できます。

◆どの地番がどの農地のことかわからない



法務局で公図等を請求し農地の位置関係を確認してください（有料）。
法務局に備え付けの地番入り住宅地図で地番がわかる場合もあります。



2

「貸付希望農用地等の機構登録申請書」を記入してください
申請書のくわしい書き方は9～10ページをごらんください。



郵送での手続きも可能です。

3

松山市役所 農水振興課に以下の書類を提出してください

地主ご本人の本人確認書類と認印が必要です。

①「貸付希望農用地等の機構登録申請書」の原本

②「固定資産税の課税明細書」のコピー

または「固定資産課税台帳記載事項証明書」のコピー
ご本人が来られない場合は、同一世帯のご親族でも
かまいません。ご本人またはご親族が来られない場合は
委任状が必要です。

③「委任状」

申請書には地主の方ご本人による
記入と押印が必要です。



農地を貸したい ～お申込みのながれ～

農地を貸したい

1 貸付け可能な農地かどうかの確認
地主が貸付けを希望されている農地が貸付け可能なものかどうか、書類と現地を松山市が確認します。

松山市

貸付け前の確認事項は7ページをごらんください。

2 農地中間管理機構への貸付け可否の決定
農地を貸したい相手が決まっている場合は、貸付けの手続きができます。

中間管理機構

1 相手が決まっている

◆農地の貸付けの手続きができます
借り手（担い手）の方が、農地中間管理機構に登録されている必要があります。

2 相手が決まっていない

◆農地の貸付け手続きはすぐにはできません
借り手に貸付けられるまでは、農地の管理は地主の方をお願いします。

担い手の方の登録の方法は11ページをごらんください。

3 機構への貸付
農地中間管理機構に農地を貸す手続きをします。

必要書類への記入と押印をしていただきます。

3 機構ホームページに登録
機構のホームページに農地の情報を掲載し（任意）広く担い手を募ります。

農地中間管理機構のホームページで、担い手の情報を探することもできます。

4 担い手への貸付
農地中間管理機構から担い手に農地を貸付けます。

担い手が見つければ、機構への貸付け手続きを行います。

農地中間管理機構と担い手との間で特定農作業受委託契約（22ページ下部）を結べば機構から担い手への貸付け手続き完了前に、耕作に着手できます。

農地を貸したい ～お申し込みの前に確認を～

1 貸付けする農地の賃料や条件は決まっていますか？
賃料などの条件は、担い手が決まっている場合は、双方で相談して決めてください。担い手を探す場合は、ホームページに希望する条件を記載することができます。

2 貸付ける期間は決まっていますか？
担い手の経営安定のため、貸付け期間はできるだけ長期を推奨しています。協力金（15ページ）を受け取る場合の貸付期間は**10年以上**です。

3 貸付けする農地をほかの方に貸したままにいませんか？
貸付けする農地をほかの方に貸している場合は、あらかじめ双方の合意のもと契約を解約していただく必要があります。

こんなときは？ 協力金を受け取るには解約から1年以上、**耕作または適正な管理**（21ページ上部）をする必要があります。

◆経営移譲をしている場合は？
農業者年金の経営移譲年金や特例付加年金を受給されている場合は、名義変更等の手続きが必要ですので、農業委員会に事前にご相談ください。

◆農地の相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合は？
特定貸付けにより納税猶予を継続できますが、旧制度による相続税の納税猶予では**20年の営農継続による免除が受けられなくなります**（くわしくは20ページ）。

4 相続協議は済んでいますか？ **20年以内の契約では過半の同意でかまいません。**
未相続の農地の貸付けには、法定相続人全員の同意が必要です。

5 遊休農地ではありませんか？
耕作放棄された遊休農地は、そのままでは貸付けできません。地主の方の責任であらかじめ再生する必要があります。

担い手の方が再生するとの合意がある場合は貸付可能ですのでご相談ください。

6 市街化区域の農地は貸せません
市街化区域は積極的に整備・開発を行う区域と指定されているため、農地中間管理事業は利用できません。農地中間管理事業の対象は市街化区域外の農地に限られています。

農地を貸したい ～よくある質問～

Q 契約期間満了後に契約は自動更新されますか？

A 自動更新はされません。契約期間満了時に農地はいったん地主に返還されます。更新する場合は、再度の契約締結が必要です。

Q 契約期間中に農地を返してほしくなった場合は？

A 担い手との間で合意ができれば解約は可能ですが、経営転換協力金の交付決定後10年以内に解約する場合は**協力金を返還**する必要があります。

Q 契約期間中の固定資産税はどうなりますか？

A 引き続き地主に課税されます。

Q 契約期間中の土地改良費や水利費はどうなりますか？

A 地域によって取扱いが異なります。農地のある地域の責任者に確認いただき、担い手と相談してください。

Q 契約期間中に担い手が離農した場合は？

A 農地中間管理機構に登録している方から、新たな担い手を探します。新たな担い手が見つからない農地は**契約期間中でも地主に返還**されます。

Q 契約期間中に担い手が死亡した場合は？

A 賃料が無料（使用貸借）の場合は契約が解約され、担い手が離農した場合と同じ取扱いとなります。地代が有料（賃貸借）の場合は、担い手の相続人に権利や義務が継承されますが、相続人が農地としての利用を希望しない場合は、担い手が離農した場合と同じ取扱いとなります。

Q 契約期間中に地主が死亡した場合は？

A 地主の相続人に権利や義務が継承されます。相続税の納税猶予制度もありますので、税務署にご相談ください。

農地を貸したい ～機構登録申請書の書き方 表面～

様式-5

貸付希望農用地等の機構登録申請書

1 申込日、地主の方の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入して認印を押してください。

令和 ○年○月○日

振興機構 理事長 様
〒790-0000

住所 松山市○○町○○番地

ふりがな まつやま はなこ
氏名 松山 花子

電話番号 (089-900-0000)



私は、次の1、5及び6の事項を承諾して、次の2以下のとおり農用地等を貸付希望地として登録申請します。

- 1 (公財)えひめ農林漁業振興機構等は、貸付希望農用地等の様式を厳格に審査し、審査結果を厳格に公表し、審査結果が認められるものであること。
- 2 貸付希望農用地等 (裏面の様式) (注) ①本登録の有効期限は、②登録後、1年を経過した場合、申請者から取り下げの申し出がなければ毎年、自動更新します。

機構登録申請書の様式のダウンロードをご希望の方は、[松山市ホームページ](#)>[くらしの情報](#)>[産業](#)>[農林水産業](#)>[農地](#)>[農地中間管理事業で農地の貸し借りができます](#)からダウンロードしていただくか、農水振興課 (電話 089-948-6566) までお電話ください。

- 3 農地の貸付に際し、利用者の利用方法等に係る私の意向は、次のとおりです。(該当する項目に○印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	農地の利用方法に制約をつけたい (例) 今の形状のまま利用して欲しい	2 利用方法に制約をつけるかどうか どちらかに○をつけてください。
<input type="radio"/>	農地の利用方法に制約をつけない 賃料について具体的な希望がある	3 賃料をとるか どちらかに○をつけてください。
<input type="radio"/>	賃料は、0円がかまわない [具体的なご意向は、この欄にご記入ください]	

- 4 借受希望者が見つかるまでの間は、機構ホームページに掲載することについて、私の意向は次のとおりです。(該当項目に○印を付けてください。)

<input type="radio"/>	同意する	4 農地中間管理機構のホームページで担い手を募集される場合は、同意するに○をつけてください。 [地主の方の住所・氏名、電話番号は掲載されません]
<input type="radio"/>	同意する	5 農地中間管理機構のホームページに掲載不可な農地 (市街化区域など) は松山市のホームページに掲載可能です。希望する場合は同意するに○をつけてください。
<input type="radio"/>	同意しない	

以下の事項を了承いただける場合は、□にチェック

- チェック **5** 機構への貸付期間が15年以上を希望される場合があります (必ず行うものではありません)。
[* 機構関連農地整備事業とは、機構が借受けている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。]

- チェック **6** 15年以上の貸付期間を希望する方は必ず読んで、了承する場合はチェック欄に✓をつけてください。
- チェック **7** 農地の貸借手続きに必要な関係者のみに情報提供させていただきます。

農地を貸したい

農地を貸したい ～機構登録申請書の書き方 裏面～

(様式-5 裏面)

No.	所在地 (大字、字、地番)	地目	面積 (㎡)	内容	経営 移譲	生前 贈与	永年 小作	基盤整備			合意解約 (氏名)
								整備	未整備	計画	
	松山市〇〇町123番	現況	耕作可能面積	①水田 ②露地作物 ③施設作物 ④その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
	松山市〇〇町124番	現況	耕作可能面積	①水田 ②露地作物 ③施設作物 ④その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積								
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								

「経営移譲」からの右側の欄は、受付後に使用しますので、記入不要です。

8 貸したい農地の現在の作付状況を選んで該当する数字に○をつけてください。4その他に○をつけた場合は()内にその農地の状況を記入してください。
記入例：遊休農地、資材置場 等

9 貸したい農地の地番を記入してください。
記入例：松山市〇〇町123番

貸したい農地が複数ある場合は、地番ごとに行を改めてください。行が足りない場合は、コピーして使用いただくか、農水振興課までご連絡ください。



- ◆ 添付が必要な書類
固定資産税の課税明細書のコピー（または固定資産課税台帳記載事項証明書のコピー）
- ◆ 地主の方ご本人または同一世帯のご親族が窓口に来られない場合に添付が必要な書類
委任状と代理人の方を確認できるもの（運転免許証など）

農家台帳の写しは不要です。

※添付書類

- ① 当該農地の詳細が分かるもの（固定資産税課税明細書の写し、農家台帳の写し等）
- ② 当該農地の位置が分かる地図等 ← ない場合はこちらで確認しますが、あれば地図添付をお願いします。

農地を貸したい

農地を借りたい ～お申込みのながれ①～

農地を借りたい方は登録が必要です

農地中間管理機構から農地を借りたい方は、あらかじめ農地中間管理機構がする担い手の募集に応募する必要があります。

応募した方の地域・氏名・希望農地等がホームページで公表されます。



1 担い手に必要な条件

農地中間管理機構に担い手として登録が可能なのは、農地中間管理機構が定める以下の条件を満たした方に限ります。

まじめに農業に
取り組みれば大丈夫だね！

- ①担い手とは、**人・農地プランにおける中心経営体、認定農業者、認定新規就農者**、特定農業法人、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協などの団体のいずれかをいいます。下線部の資格については今後取得予定の方も応募可能ですが、**農地中間管理機構からの借入れ手続き時点までに、人・農地プランにおける中心経営体の予定者は実際のプランへの登載、認定農業者および認定新規就農者の予定者は認定申請書の提出を済ませる必要があります。**
- ②担い手は、新たに借入れる農用地を含むすべての農地を効率的に利用し、耕作または養畜をする必要があります。



松山市は農地中間管理事業の窓口業務を行っています。

2

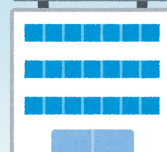
担い手公募への応募 **随時受付**

「**農用地等の借受希望申込書**」に記入し、松山市役所本館8階農水振興課に提出してください。申込書のくわしい書き方は14ページをごらんください。

- ◆申込書を農地中間管理機構が受理した日から申し込みは有効となります。また、1カ月程度で、応募者の以下の情報が農地中間管理機構のホームページに**公表**されます。

- ①公募地域
- ②氏名又は名称
- ③当該地区内、地区外、新規参入の別
- ④借受けを希望する農用地等の種類、面積、作付予定作物の種類

松山市

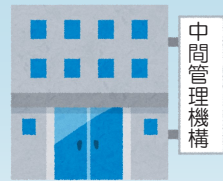


農地を借りたい ～お申込みのながれ②～

3

農地中間管理機構からの借入れ可否の決定

借りたい農地が決まっている場合は、
借入れ手続きができます。



中間管理機構

1

農地が決まっている

◆農地の借入れ手続きができます
地主も農地中間管理機構に
書類を提出していただきます。

2

農地が決まっている

◆すぐに農地の借入れ手続きはできません
借り手（担い手）が、機構ホームページなどから借りたい農地を探します。



地主の手続きは
5ページをごらんください。



4

機構からの借入

農地中間管理機構から
農地を借りる手続きを
します。



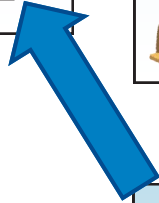
担い手には
必要書類の記入と押印を
していただきます。

4

機構HPによる農地の募集

機構のホームページで

- 借り手の情報を掲載し、
農地を募ります。
- 借り手募集中の農地を探す
ことができます。



5

営農開始

借入れた農地で
営農してください。



借りたい農地が見つければ、

現地確認をしていただき、機構から借
入れる手続きに進みます。農水振興課
にご連絡ください。

機構からの借入れ手続き中であっても、
機構と特定農作業受委託契約（22ページ下
部）を結べば、地主から機構への貸付け手続
きが完了次第、すぐ耕作に着手できます。

農地を借りたい

農地を借りたい ～よくある質問～

Q 農地の借入れに最低面積はありますか？

A ありません。

しかし、新規就農者（くわしい要件は11ページをごらんください）が農地の借入れを行う場合は、安定した農業所得を得るための、一定の農地面積が必要との観点から、松山市では合計で3,000㎡（＝30a）以上の農地を取得することを、推奨しています。

Q 農業用ハウスもあわせて借りることはできますか？

A 農地中間管理事業の対象は農地のみです。

施設の貸し借りについては、地主と個別に契約してください。

Q 果樹を植えたりハウスを建設してもかまいませんか？

A 果樹のような永年性作物を作付けしたり、

ハウスなどの構造物を建設する場合は、地主の同意を得てください。

Q 裏作（表作）の期間だけ借りることはできますか？

A 裏作または表作の期間のみの借入（期間借地といいます）も可能ですが、地主への協力金の対象とはなりません。（地主が農地中間管理機構に通年で貸付けし、表作・裏作ともに農地中間管理事業によって別々の担い手が借入れる場合は、協力金の対象となります。）

協力金	表作	裏作	協力金	表作	裏作
×	地主	登録担い手A	×	未登録担い手	登録担い手A
○	登録担い手A	登録担い手B	×	登録担い手A	地主

Q 家庭菜園用の農地を借りることはできますか？

A 新たに農地を借りる場合は、法律の定めにより農作業に常時従事する必要があります。そのため、農業以外にお勤めの方が、趣味として行う家庭菜園用に農地を借りることはできません。家庭菜園をご希望の場合は市民農園をご利用ください。

松山市では市営の市民農園を開設しています。

農地を借りたい ～農用地等の借受希望申込書の書き方～

様式-2

農用地等の借受希望申込書

1 申込日、申込者の情報を記入して認印を押してください。

申込年月日

令和〇年〇月〇日

この申込書に記載された項目のうち、「氏名又は名称」、「借受希望の内容」については機構のホームページ上で公表されることを御了承ください。

1 借受希望（申込）者の概要

氏名 （ふりがな）	まつやま たろう	
個人名 法人名 代表者名	松山 太郎	
住所	〒791-〇×△〇 松	借受希望申込書の様式のダウンロードをご希望の方は、 松山市ホームページ>くらしの情報>産業>農林水産業> 農地>農地中間管理事業で農地の貸し借りができます からダウンロードいただくか、農水振興課（電話089- 948-6566）までお電話ください。
生年月日(個人)	昭和・平成〇〇年	
法人の場合	設立年月日	
連絡先	電話 (089) 9〇	

2 借受希望の内容

2 農地を借りたい地域を旧松山市・興居島または釣島旧北条市・旧中島町から選んでください（複数可）。

松山市	地域名	旧松山市
域にわたる場合は「市地域が無い場合は、希地域と今回の希望地域		
3 ②で選んだ農地を借りたい地域と現在営農している地域の関係を選び〇をつけてください。	ア 希望地域内の農業者	イ 希望地域外の農業者
ウ 新規参入	農用地等の種別	田
条件	ほ場整備済み	希望面積
		3,000 m ²
作付計画	※借受地での作付計画(作物の種別)を記入してください。	
	水稻・麦・大豆	
借受期間	10	年
借受理由	※該当する事項に〇又は記入ください。	
	ア 規模拡大	イ 経営農地の集約化
	エ その他	

4 借りたい農地の条件と作付計画を記入してください。

5 借りたい理由を選び〇をつけてください。

6 現在の経営の状況を記入してください。

3 借受希望者の現況(新規就農者・新規参入者については記入不要)

現在の経営規模	所有地	5,000 m ²	借受地	2,000 m ²	計	7,000 m ²
主な作付作物	水稻	7,000 m ²	麦(裏作)	5,000 m ²	大豆(裏作)	2,000 m ²

4 借受希望者の現在の状況（複数選択可）

- ①「人・農地プラン」に掲載の地域の中心経営体(予定者を含む) ②認定農業者(予定者を含む) ③認定新規就農者(予定者を含む)
- ④特定農業法人 ⑤基本構想水準到達者 ⑥集落営農法人 ⑦企業・農協等の団体

5 借受希望登録の自動更新についての確認

この申込書の有効期間は、機構が受理した日から1年間とし、取り（以降は申請者から取り下げの申し出があるまで継続します）。

7 該当する資格に〇をつけてください。

要望事項等（具体的にあれば記入してください）

※申込書に記載いただいた情報は、農地の貸付業務のために「県の普及指導機関や農地整備部門」、「市町の行政部署」、「農業協同組合」等に情報提供する場合がありますので、ご了解ください。

農地を借りたい

お得な情報を知りたい ～各種協力金のご紹介～

1 地域集積協力金（地域向け）

農地の集積、集約化にまともって取り組み、機構の活用率が一定の割合を超えた地域は、協力金を申請できます。ここでいう地域とは、同一の人・農地プランのエリアに含まれる一定の区域（農業集落、大字、学校区等の話し合いの単位）です。人・農地プランが実質化されていることが要件となります。地域集積協力金の申請には地域の合意形成が必要です。詳細は農水振興課までお問合せ下さい。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{貸付総面積} + \text{農作業委託総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

◆交付要件 次のいずれかの要件をに満たす必要があります。

- ①交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される。
- ②地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加。

	機構の活用率		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円)
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円)

2 集約化奨励金

※同一年度内で地域集積協力金との重複交付が可能です。

農地集積が一定程度進んでいる地域で担い手同士の耕作する農地の交換などを支援するものです。

- ◆交付要件 以下のいずれかの要件を目標年度までに満たす必要があります。
- ①地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が目標年度（翌々年度）までに10ポイント以上または20ポイント以上増加。
 - ②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域で、同じ担い手の1団地当たりの平均面積が目標年度（翌々年度）までに1.5倍以上に増加。

	団地面積の割合	1団地当たりの	交付単価
区分1	10ポイント以上増加		1.0万円/10a (0.5万円)
区分2	20ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3.0万円/10a (1.5万円)

お得な情報を知りたい ～各種協力金のご紹介～

3

経営転換協力金

※地域集積協力金または集約化奨励金と一体的に取り組む場合のみ交付対象です。

◆交付対象者

- ・ 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・ リタイアする農業者
- ・ 農地の相続人で農業経営を行わない者

経営転換については18ページをごらんください。



くわしくは21ページへ

◆農業から引退する地主や農業を行わない農地の相続人が、

原則としてお持ちの農地の全てを機構を通じて担い手の方に10年以上貸付けすると、協力金の申請ができます。

貸付け不要の農地もあります。

完全に引退せず農業部門の一部を減らして経営転換する場合も、減らす部門の農地を全て貸付ければ協力金の対象となります。

対象になる可能性がある方に、該当年の12月頃に農水振興課から確認書を送付します。

◆交付単価

	交付単価	上限額
令和4・5年度	10,000円/10a	25万円/1戸

※経営転換協力金は、令和5年度で廃止されます。

4

水田農業担い手農地利用集積奨励金（担い手向け）

松山市独自

◆農地中間管理事業を利用し、

単一年度内に30a以上の水田を新規に借入れた方のうち、借入れ後の水田経営面積の合計が70a以上となった場合は、奨励金が申請できます。

ただし、同一世帯員や直系親族間の貸し借りや、過去に借入れしていた水田の再借入れは対象外です。対象の方には、農水振興課から申請書を送付します。



借入れ方法と期間	通年借地 3年以上～6年未満	通年借地 6年以上	期間借地 6年以上
交付単価	10,000円/10a	15,000円/10a	5,000円/10a

水田農業の振興に向けて設立され、設立から2年度以内の農地所有適格法人（旧農業生産法人）とその構成員の方の必要借入れ面積が10a以上であれば、奨励金は上表の倍額となります。

お得な情報を知りたい ～個人向け協力金フローチャート～

地主

担い手

Q 地域でまとめて中間管理事業を利用しますか？

はい

いいえ

Q 水田を中間管理事業で3年以上借入れされますか？

いいえ

Q 機構への貸付け期間は10年以上ですか？

はい

いいえ

協力金は
ありません

協力金は
ありません

協力金は
ありません

協力金は
ありません

Q 農業を引退されますか？
または農地を相続したものの
自らは農業を営まない方ですか？

いいえ

経営轉換については
18ページをごらんください。

松山市独自

水田農業担い手
農地利用集積
奨励金の可能性
(16ページ)

はい

Q 経営轉換をされますか？

はい

いいえ

協力金は
ありません

Q 遊休農地をお持ちの場合は解消可能ですか？
または農業委員会の利用意向調査を通じて
遊休農地を機構に貸付ける意思を文書で
表明されましたか？

いいえ

遊休農地なし

経営轉換
協力金の可能性
(16ページ)

遊休農地については22ページ下部をごらんください。
利用意向調査については19ページをごらんください。



このフローチャートは協力金の可能性を示したものです。
協力金を受給できることを示すものではありません。
協力金の受給には他にも要件がありますので詳細はお問合せください。

お得な情報を知りたい

お得な情報を知りたい ～補助金に関するよくある質問～

◆経営転換協力金について

Q 農業部門の減少による経営転換とは何ですか？

A 以下の農業部門のうち2つ以上の農業部門を経営する方が、**1つ以上の農業部門を廃止すること**をいいます。

- ①土地利用型作物（稲、麦、大豆、そば、なたね、てん菜およびでん粉原料用ばれいしょ）
- ②露地野菜等（野菜、ばれいしょ（でん粉原料用をのぞく）、甘しょ、豆類（大豆をのぞく）、飼料用作物（牧草をのぞく）、芝、たばこ）
- ③施設野菜 ④露地果樹 ⑤施設果樹 ⑥露地花き ⑦施設花き ⑧茶 ⑨牧草
- ⑩サトウキビ ⑪その他（上記以外の農業生産部門）

Q すでに貸付け中の農地はどうすればいいですか？

A 農地法や基盤法で、すでに貸付けている農地の面積は経営転換協力金の**計算対象にはなりません**。

10a以上の自作地がある場合も対象になりませんので、貸付け中の農地が**交付決定から10年以内**に契約満了などで返還された場合は、農地中間管理機構への貸付けが必要です。

くわしくは21ページの交付要件をごらんください。

Q 機構に貸付けた農地の一部が転貸されない場合は？

A 機構から担い手に1筆でも貸付けされれば、機構に貸付けした全ての農地面積が経営転換協力金の計算対象になります。ただし、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付け意思を表明した**遊休農地の面積**は、経営転換協力金の**計算対象にはなりません**。



お得な情報を知りたい ～固定資産税の特例があります～

1

対象となる方

所有する**全農地**（10a未満の自作地を除く）を、新たに農地中間管理機構に**10年以上**の期間貸付けた地主の方。

2

軽減の内容

新たに農地中間管理機構に貸付けた農地の固定資産税が、以下の期間、**2分の1**に軽減されます。

貸付け期間	10年以上15年未満	15年以上
軽減期間	3年間	5年間



3

実施時期

平成28年度から実施。4月1日から固定資産税の賦課期日である翌年1月1日までに機構に貸付けた場合には、翌年度に納付する固定資産税より適用されます。

特例の適用期限は、令和6年3月31日まで。

【貸付け時期と固定資産税の軽減年度の例】

赤字の年度は15年以上貸付けされた方のみ。

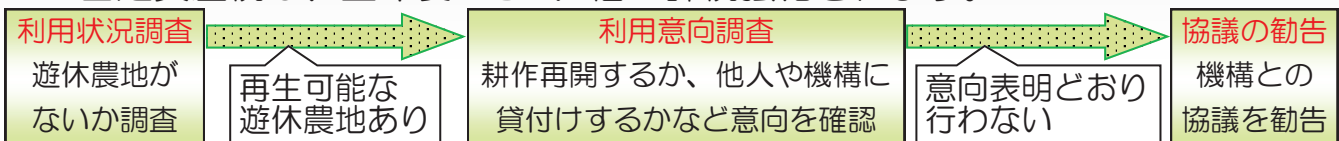
機構への貸付け時期	固定資産税の軽減対象年度
令和5年1月2日 ～令和6年1月1日	令和6年度、令和7年度、令和8年度 令和9年度、令和10年度
令和6年1月2日 ～令和6年3月31日	令和7年度、令和8年度、令和9年度 令和10年度、令和11年度



お得な情報を知りたい



遊休農地を放置した地主の方への固定資産税の課税強化について
1月1日時点で、農地法に基づく**協議の勧告**を受けた遊休農地の固定資産税は、翌年度から1.8倍に課税強化されます。



◆利用意向調査に対して、**農地中間管理機構への貸付け意向を表明**した場合は、遊休農地の固定資産税の**課税強化の対象外**です。

貸付け意向を表明した場合でも、農地の状態によっては貸付希望農用地の登録をお断りする場合があります（その場合でも**課税強化の対象外**となります）。

お得な情報を知りたい ～納税猶予中の農地も貸付け可能～

1

制度の概要

贈与税や相続税の納税猶予を適用中の農地を貸付けすると、通常は納税猶予が打ち切りとなり、猶予されていた税額の全部または一部と利子税を納税することになりますが、農地中間管理事業で**特定貸付け**を行えば納税猶予を継続できます。

贈与税や相続税の納税猶予を受けている方が、対象の農地を法律で定める特定の事業のために貸付けることをいいます。

2

利用方法

◆特定貸付けができる時期

贈与税、相続税ともにいつでも可能です（農地中間管理事業以外の特定貸付けに必要な10年以上の自作といった要件はありません）。

◆必要な手続き

贈与税、相続税ともに**特定貸付けの日から2カ月以内**に税務署に「贈与税（相続税）の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出してください。農地中間管理機構の証明書類の添付が必要です。



利用上の注意点

納税猶予の手続きに誤りがあると、納税猶予の打ち切りという重大な結果につながります。必ず事前に税務署に確認をしてから手続きをしてください。



◆平成21年12月14日以前の相続で相続税の納税猶予中の方

旧制度による相続税の納税猶予中の方が、特定貸付けを行った場合は、相続税の免除条件が「20年営農継続」から「相続人の死亡（農地としての利用を終身継続）」に切り替わります。「20年営農継続」による免除をご希望の場合は、特定貸付けを行わないでください。

◆贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への引継ぎ

贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合には、相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行うことで、相続税の納税猶予へと切り替えが可能です。その場合は、特定貸付けの時期によって提出書類が異なりますので、税務署にご確認ください。

◆契約期間満了時の手続き

納税猶予を継続するためには、貸付け契約を更新する必要があります。更新を行わない場合は、権利消滅の日から2カ月以内（税務署長の承認を受けた場合は1年以内）に新たな特定貸付けを行うか、自ら耕作する必要があります（耕作を放棄すると納税猶予の打ち切りとなります）。

お得な情報を知りたい ～経営転換協力金の詳細～

経営転換協力金	
交付対象となる人・交付対象となる農地	
<p>農業を引退する地主の方 または 農地の相続人*で自らは農業経営を行わない地主の方</p>	<p>農業部門の減少により 経営転換する地主の方</p>
<p>①市街化区域以外の農地（農業振興地域内であれば農用地区域外の農地も可）。</p> <p>②地主の方またはその世帯員が機構に貸付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して、耕作または適正な管理を行っていた自作地。</p> <p>「耕作または適正な管理」とは農作業の委託（特定農作業委託*を含む）を含みます。</p> <p>「1年前の時点」には災害や土地改良、集団転作の例外があります。</p> <p>農業委員会が行う利用意向調査を通じて表明します。</p>	
<p>③地域集積協力金もしくは集約化奨励金の農地。</p>	
交付要件	
<p>①遊休農地*を所有している場合は全て解消または機構への貸付け意思を文書で表明すること。</p> <p>②地主の方が全ての自作地を10年以上、機構に貸付けること。 または、集落営農組織との間で新たに10年以上の期間、特定農作業委託*契約を行うこと。ただし、以下のいずれかの条件（A～D）を満たす農地は除く。</p> <p>A：農業振興地域外の自作地。 B：農業振興地域内の合計10a未満（畦畔を除いた面積）の自作地。——家庭菜園用に残せません。 C：機構が借受けなかった自作地および機構に貸付けたものの返還された農地（集落営農組織との間で特定農作業委託*契約を行う場合を除く）。</p> <p>左欄のA～Cの農地のほか、以下の農地も除く。 D：減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地。</p>	
<p>③交付決定後10年は以下のことを行わないこと。</p> <p>農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得。 （新たな相続で農地を取得した場合や、交付申請時に貸付中だった農地の契約期間満了や合意解約により使用収益権を回復した場合は、②に準じて機構に貸付けまたは集落営農組織との特定農作業委託*を行うこと。）</p> <p>減少した農業部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得や、特定農作業受託*契約の締結。</p>	
<p>④利用権の設定を受けている農地や特定農作業受託*契約中の農地がある場合は、これらの権利契約を解除すること。</p>	
交付できない場合	
<p>①過去に経営転換協力金の交付を受けた方（平成24～25年度に旧制度の経営転換協力金の交付を受けた場合は、交付を受けた方の相続人も含む）。</p> <p>②機構に貸付けた農地が全く転貸されなかった場合。</p> <p>③機構が集落営農組織に特定農作業委託*した場合は、その農地を交付対象農地から除外する（ただし、集落営農組織が法人化に向けた取組を行っている場合は交付対象農地とする）。</p> <p>④交付対象者が自己の所有農地を機構から借入れた場合。</p>	
返還が必要な場合	
<p>交付決定後10年以内に交付要件を満たさなくなった場合（土地収用や機構から農地が返還された場合など、やむを得ない事情のある場合や、集落営農組織に特定農作業委託*中の農地を、委託契約の残存期間以上の期間を機構に貸付けるために、その契約を解除した場合は返還不要）。</p>	

お得な情報を知りたい ～農地中間管理機構関連農地整備事業～

農業者の工事費用負担なしで「ほ場整備」が
実施可能な事業ができました。（国が農業者負担分を負担します）

◆事業概要

【実施要件】

- 農地中間管理機構が借入した農地が対象
（借入期間15年以上）
- 対象農地面積10ha（中山間地域は5ha）以上
- 対象農地を構成する各団地は1ha（中山間等は0.5ha）以上
- 対象農地の8割以上を担い手に集団化
- 収益性が20%以上向上又は生産コストが20%以上削減
- 事業計画の国の採択が必要



【留意点】

- 農地整備希望地区の地権者全員の同意が必要です。
- 計画から工事完了まで約7～10年かかります。
- 換地に伴う清算金などで、一部農業者負担が発生します。

※実施には、地区での話し合いを行い、
意見をまとめていただくことが必要です。
上記以外にも、さまざまな要件があります
ので、詳細については、農水振興課まで
お問合せください。



用語	解説
利用権	賃借権（有料）、使用貸借権（無料）、経営受託による使用収益権をいいます。
農地の相続人	補助金の交付を受ける年度、またはその前年度に農地を相続した方に限ります。
遊休農地	現在耕作されておらず今後も耕作されないと見込まれる農地や、周辺地域の農地に比べて農地の利用度が著しく劣っている農地のことをいいます。
特定農作業受委託 （作業の契約であり 農地の賃貸借では ありません）	農作業の受委託契約のうち、農作業受託者が農産物を生産するために必要な基幹的作業（稲については耕起・代掻きと田植えおよび収穫・脱穀、麦と大豆については、耕起・整地と播種および収穫）を行い、生産した農産物を農作業受託者の名義で販売し、その収入の一部を農作業や販売の対価として得る契約をいいます。



このパンフレットは作成時点での事業の概要を紹介するものです。
関連法規・要綱等の改正により、
事業の内容が変更される場合がありますので、
事業に取り組む際は常に最新の情報をご確認ください。



愛媛県の農地中間管理機構は

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

〒790-0003 松山市三番町4丁目4-1 (愛媛県林業会館内) TEL: 089-945-1542



農地情報や担い手情報の閲覧は

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構のホームページで公開中です。

<http://enk.or.jp/>

えひめ農林漁業振興機構

検索



お問合せや資料の請求は

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階
松山市農水振興課 担い手育成 担当

TEL: 089-948-6566

お電話の際は

農地中間管理事業のパンフレットを見たとお知らせください。

様式のダウンロードは

松山市 農地中間管理事業

検索

松山市は公益財団法人えひめ農林漁業振興機構と業務受委託契約を結び、
松山市における農地中間管理事業の一部を実施しています。

農地中間管理事業 **かんたんあんしん農地の貸し借り**
松山市作成